

役職者の選考手続きについて

1. 理事長選考

- ①理事長選考会議（経営委員会から3名、教育研究評議会から3名を選出）を設置
- ②経営委員会及び教育研究評議会は、理事長選考会議に理事長候補者を推薦
- ③教職員は教育研究評議会に対し、10人以上の連名をもって理事長候補者の推薦をすることができる（「教職員推薦」）
- ④理事長選考会議は、経営委員会及び教育研究評議会から推薦された理事長候補者のうちから理事長予定者を選考
- ⑤知事に対し理事長の任命の申出
- ⑥知事が理事長を任命

2. 副学長選考

- ①学長は副学長候補者の被推薦資格者名簿を作成公示し、教職員からの推薦を求める
- ②推薦資格をもつ教職員は学長に対し、10人以上の連名をもって副学長候補者の推薦をすることができる
- ③学長は副学長候補者を1名に絞って理事長に推薦
- ④理事長は学長の推薦に基づき副学長を選考

3. 学部長選考

- ①教授会に学部長選挙管理委員会を設置
- ②選挙管理委員会は選挙資格者名簿、被選挙資格者名簿を作成公示
- ③選挙資格者は当該学部の専任教員
- ④被選挙資格者は当該学部の専任教授
- ⑤投票総数の過半数の票を得た者を当選者とする
- ⑥学長は当該当選者を学部長候補者として理事長に推薦
- ⑦理事長は学長の推薦に基づき学部長を選考

4. その他の役職者

研究科長、学科長等その他の役職者は理事長（学長）が選考